

監査行動方針(平成31監査年度)

平成30年11月19日

奈良県監査委員決定

平成29年度の一般会計の歳入歳出決算は、実質収支が18億円の黒字となったものの、県債残高はなお多額であり、今後も社会保障関係経費が増加すると見込まれることから、本県の行財政環境は依然として厳しく、県の事務を処理するに当たって最少の経費で最大の効果を挙げることが、より一層強く求められている。

監査委員は、地方自治法により他の機関から独立して設置された執行機関として、県民の負託を受け公正不偏の立場から県に対する監査を行い、公正で効率的な行財政運営の確保を図ることを責務としている。

この責務を遂行するために、監査委員は、県議会における審議の状況に留意しつつ、県民の視点からの公正で効果的な監査を実施することを基本的な目標として、次の3つの基本方針に基づき平成31監査年度の監査に取り組むこととし、この監査行動方針を定める。

※監査年度とは、おおむね12月から翌年の11月までの1年間の監査のサイクルをいう。

1 実効的な監査の推進

監査委員による監査は、財務監査、行政監査、財政援助団体等の監査、決算審査、健全化判断比率等の審査、請求による監査など広範多岐にわたっていることに加え、監査委員及び監査対象機関には時間と人員が限られている状況を踏まえ、効率的で効果的な監査を実施する必要がある。また、監査の結果は、行政に反映されてはじめて、効果があったといえるものである。

そのため、監査をより実効的に行うために、次の事項に留意し、監査実施計画を定めて計画的に監査に取り組むとともに、監査結果の是正、改善等の状況を継続的にフォローアップすることにより、行政への反映を促進する。

(1) 多角的な観点からの監査

ア 正確性及び合規性の観点からの監査の一層の充実

依然として不適切な事務処理が数多く見受けられることを踏まえて、財務に関する数値は正確か、事務事業が法令等に則って適正に行われているかなど、正確性及び合規性の観点からの監査を十分行う。

イ 経済性・効率性・有効性の観点(いわゆる 3 E 監査)の重視

監査は、正確性及び合規性の観点に加え、事務、事業の遂行及び予算の執行がより少ない経費で実施できないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか、事業の遂行等の結果が所期の目的を達成しているかなど、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)及び有効性(Effectiveness)の観点を重視して実施する。

(2) 監査実施計画の策定及び監査重点事項の設定

効率的かつ効果的な監査を実施するため、県の事務に内在するリスクを抽出し、そのリスクが顕現化する可能性やその影響の大きさを踏まえ、監査実施計画を策定する。

監査実施計画には、監査の着眼点、実施時期、執行方法等を定めるとともに、事務に内在するリスク及び重要性を勘案して、重点を置いて監査を実施する事項として、監査重点事項を設定する。

(3) 内部統制の整備及び実施状況の検証等

公金を扱う地方公共団体においては、事務を執行する機関自らが、事務に内在するリスクを評価し、これを統制することが求められている。

監査対象機関におけるこのような内部統制の整備及び実施状況を検証し、その結果を踏まえた監査を実施する。

また、監査対象機関における内部統制が十分に機能していない場合は、発生原因を究明した上で内部統制の改善を促す。

(4) 監査結果のフォローアップ及び行政への反映の促進

監査を実施した後は、監査の結果に関する報告を決定し、議会及び知事等に提出することとなっている。

監査における指摘事項等は、これに基づいて、監査対象機関において事務の是正、改善等がなされてはじめて監査の実効性が現れるものである。

監査の結果が予算の編成、執行や事業運営等に的確に反映されるように、指摘事項等の是正、改善等の状況について継続的にフォローアップを行い監査対象機関における業務改善を促す。

また、監査結果において指摘した不適切な事務処理に関しては、他の監査対象機関における同種の事態についても是正、改善等が図られるように、必要な監査を行う。

2 専門性の向上と公正な監査の確保

監査委員を補助する事務局職員には社会経済情勢の変化に対応する専門的な知識と能力が求められることから、その向上を図るとともに、事務局職員が監査委員を補助して公正不偏な監査を実施するために必要な意識及び態度を身につけるため、次のような取組について検討を行い、着実に実施する。

(1) 職場内研修の充実

事務局職員に監査に必要な専門的、実務的な知識と能力を習得させ、公正不偏な監査の実施のために求められる意識及び態度を身につけさせるために、職場内の研修を更に充実する。

(2) 講習会、講座等への積極的な参加

事務局職員の監査の専門性を向上させるためには、職員の経験や能力に応じた質の高い研修が必要である。そのために、会計検査院等の国の機関による講習会、全国都道府県監査委員協議会連合会等の研修会などを積極的に活用することにより、監査能力の向上を図る。

(3) 公認会計士、弁護士等の知見の活用

専門的な知識及び技能を要する事項に対応できるようにするため、公認会計士、弁護士等の知見を活用することにより監査機能の充実、強化に努める。

3 県民に分かりやすい情報の提供

監査委員が行う監査の結果の公表は、奈良県公報に登載して行うこととなっている。

監査委員が行う監査は県民の負託によるものであることを深く認識し、その監査結果の情報は、適時に、奈良県公報により公表するとともに、その内容を速やかに監査委員事務局のホームページで提供する。

監査結果のとりまとめに当たっては、県民に分かりやすい内容で提供するように努める。

また、監査に関するその他の情報についても、積極的に提供するように努める。